

宣 誓 書

令和3年度山添村持続化給付金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき令和3年度山添村持続化給付金の交付を申請するにあたり、次のとおり宣誓します。

記

1. 要綱第2条の要件を満たしています。
 - (1) 2021年4月1日時点において、中小法人等にあつては村内に本社又は営業所等があること。個人事業者等にあつては村内に住所を有すること。ただし、商工業者である個人事業者等にあつては村内に事業所、店舗等を有する者も対象とする。
 - (2) 2020年以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
 - (3) 2021年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響等により、前年又は前々年同月比で事業収入が20%以上減少した月（以下「対象月」という。）が存在すること。対象月は、2021年1月から申請する日の属する月の前月までの間で、前年又は前々年同月比で事業収入が20%以上減少した月のうち、ひと月を申請者が任意に選択する。
 - (4) 村税を滞納していないこと。
 - (5) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、山添村暴力団排除条例（平成23年12月山添村条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、前段の暴力団、暴力団員及び暴力団等が経営に事実上参画してないこと。
2. 要綱第4条第2項の令和3年度山添村持続化給付金交付申請書の記載事項及び証拠書類等の内容に虚偽はありません。
3. 要綱第5条の不交付要件には該当しません。
 - (1) 他市町村の新型コロナウイルス感染症経済対策の支援金等を受けた者

- (2) 国、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接待業務受託営業」を行う事業者
- (4) 政治団体
- (5) 宗教上の組織もしくは団体
- (6) 前各号に掲げる者の他、本給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと村長が判断する者

4. 申請要件を満たしています。なお、申請内容に虚偽が判明した場合は、給付金の返還に応じます。

5. 山添村から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じません。

年 月 日

山添村長 殿

所在地 _____

名 称 _____

代表者名 _____

※ 法人の代表者又は個人事業主が自署してください。